

令和 6 年 6 月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次（略） 第1条～第35条（略） （職員） 第36条（略） 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。 以下（略）	目次（略） 第1条～第35条（略） （職員） 第36条（略） 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回らないものとする。 以下（略）

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第7条（略） （職員の数等） 第8条（略） 2（略） 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 （1）満4歳以上の園児 おおむね<u>25人</u>につき1人 （2）満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね<u>15人</u>につき1人 （3）および（4）（略） 4～8（略） 以下（略）	第1条～第7条（略） （職員の数等） 第8条（略） 2（略） 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 （1）満4歳以上の園児 おおむね<u>30人</u>につき1人 （2）満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね<u>20人</u>につき1人 （3）および（4）（略） 4～8（略） 以下（略）

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
目次 （略） 第1条～第29条 （略） （職員） 第30条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） 第31条 （略） 第3節 小規模保育事業B型 （職員） 第32条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） 第33条～第44条 （略） （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） 第46条および第47条 （略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当	目次 （略） 第1条～第29条 （略） （職員） 第30条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） 第31条 （略） 第3節 小規模保育事業B型 （職員） 第32条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） 第33条～第44条 （略） （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1) および(2) （略） (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） 第46条および第47条 （略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 (1) および(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 以下 (略)	該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 (1) および(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 以下 (略)
---	---

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 (略) (職員の配置) 第4条 (略) 2 認定こども園には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの教育又は保育に従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、1の認定こども園につき常時2人を下回ってはならないものとする。 (1) および(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね<u>15人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね<u>25人</u>につき1人以上 3 (略) 以下 (略)	第1条～第3条 (略) (職員の配置) 第4条 (略) 2 認定こども園には、次の各号に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる子どもの人数に応ずる人数の子どもの教育又は保育に従事する職員（以下「教育保育従事職員」という。）を置かなければならない。この場合において、教育保育従事職員の人数は、1の認定こども園につき常時2人を下回ってはならないものとする。 (1) および(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね<u>20人</u>につき1人以上 (4) 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね<u>30人</u>につき1人以上 3 (略) 以下 (略)

(仮称) 第4次秋田市子ども・子育て未来プランの策定について

1 プランの概要

このプランは、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体として策定するものであり、本市における子ども・子育て支援策および次世代育成支援策に関する実施計画となる。現行の第3次秋田市子ども・子育て未来プラン（以下「第3次プラン」という。）は、今年度が計画の最終年度となることから、（仮称）第4次秋田市子ども・子育て未来プラン（以下「第4次プラン」という。）を策定するものである。

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

(2) 計画の位置づけ

秋田市総合計画等の関連諸計画と整合性を図るとともに、秋田市子ども条例第15条に規定する推進計画としても位置づける。

2 ニーズ調査について

第4次プラン策定にあたり、子育て家庭の現状と教育・保育、地域の子育て支援に対するニーズ量などを把握することを目的に、就学前児童および小学校児童の保護者4,000人を対象として、令和6年2月から3月に実施した。

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者数	2,220人	1,780人
回答者数	817人	738人
回答率	36.8%	41.5%
調査方法	郵送による配布・回収、又はインターネットによる回答	

3 計画の策定

調査結果の分析や第3次プランの最終評価を行う中で課題等を整理しながら、第3次プランからの事業の継続性やこれまでの進捗状況を考慮した施策分野ごとの基本目標と基本施策、施策ごとの取組・事業を定める。

4 策定体制

- (1) 秋田市子ども・子育て会議（秋田市社会福祉審議会児童専門分科会）において審議するとともに、市民等からの意見聴取の機会を確保する（パブリックコメント、市民100人会）。
- (2) 秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会において関係課所室との連携を図る。

5 策定スケジュール（予定）

以下のスケジュールで策定作業を実施し、令和7年3月に第4次プランを策定し、公表する。

時 期		内 容
令和6年	5月	第1回子ども・子育て会議（概要説明）
	6月	厚生委員会（概要説明）
	8月	第2回子ども・子育て会議（第3次プランの最終評価）
	10～12月	第3・4回子ども・子育て会議（第4次プランの審議）
	12月	厚生委員会（審議案の報告） パブリックコメント、市民100人会
令和7年	2月	第5回子ども・子育て会議（最終案の審議）
	3月	厚生委員会（最終案報告）
		第4次プラン策定・公表